



## 電子帳簿保存法と電子取引IIについて

今回は新しい電子帳簿保存法のうち、特に電子取引IIに関して抜粋してお伝えします。

### 【電子帳簿保存法とは】

原則紙での保存が義務付けられている帳簿書類や証憑資料を電子データで保存することを認めた法律です。電子帳簿保存法上、電子データによる保存は次の3種類に分けられます。

国税関係帳簿	国税関係書類			電子取引 メール添付、インターネット取引、FAX、EDIなど
	決算関係書類	取引関係書類		
		自己が作成	相手から受領	
仕訳帳、総勘定元帳、補助簿など	貸借対照表、損益計算書、棚卸表など	請求書、契約書、領収書、見積書など	請求書、契約書、領収書、見積書など	
↓	↓	↓	↓	↓
帳簿データ保存・書類データ保存			スキャナ保存	電子取引

電磁的記録での保存が義務化されます！！



### 【電子取引とは?】

電子取引とは以下のようなものであり、これらでの取引を行う場合の**保存方法**が変更されます。

- ・ 請求書データ等を電子メールにより受領した
- ・ 領収書等のデータHPからダウンロードする
- ・ クレジットカード利用明細をデータ保存する
- ・ EDIシステムを利用する など

#### これまではどうだった?

電子取引でも紙での保存が認められていた



#### これからどうなる?

電子取引は**電磁的記録での保存が義務化**される

### 【保存要件】

電子取引を行う場合は「**電磁的記録**」で「**一定の保存要件**」(=**真実性と可視性を確保する**)を満たす必要があります。

要件	真実性の確保	可視性の確保
方法	タイムスタンプの付与 など	関係書類の備え付け 見読性の確保 検索機能の確保
目的	改ざん、修正、削除等が出来ないようにする。 もしくは履歴を残せるようにする、など。	誰もが確認できるようにする、など。

### 【保存方法の一例】(国税庁HP: [https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021006-031\\_03.pdf](https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/pdf/0021006-031_03.pdf))



事業を営んでいる個人事業主です。取引相手から電子メールにPDFの請求書が添付されて送付されてきました。私は一般的なPCを使用しており、特別な請求書等保存ソフトは使用していません。どのように保存しておけばいいですか？



以下のような方法で保存すれば要件を満たしていると考えられます。

- ① 請求書PDFのファイル名に、規則性をもって内容を表示する  
(例) R4/10/31に(株)国税商事から受領した110,000円の請求書  
→「20221031\_株国税商事110,000」 ※「日付」「取引先」「金額」を明記する
- ② 「取引相手先」や「各月」などの任意のフォルダに格納して保存する
- ③ 一定の事務処理規定を作成して備え付ける



### 【まとめ】

電子帳簿保存法については本来令和4年1月1日施行となる予定でしたが、直前の令和3年12月になって、2年の猶予期間が設けられる見込みとなりました。電子取引の保存には上記の通り、様々な要件がございますので、この猶予期間を活かして、今一度自社の電子取引IIについて見直してみてもいいかがでしょうか？